

令和 7 年度 第 1 回尾鷲市の国民健康保険事業の運営に関する協議会 議事録

開催日時：令和 7 年 8 月 2 8 日（木）午後 7 時～午後 7 時 4 0 分

開催場所：尾鷲市立中央公民館 1 階 視聴覚室

委員数：15 名

出席委員数：11 名（欠席 4 名）

事務局出席者：4 名（市民サービス課…湯浅課長、芝山係長、山本
税務課…大市係長）

【会議内容】

1. 開会

（事務局：湯浅）

皆さまこんばんは。本日はご多忙のところ、夜遅くにお集まりいただき、誠にありがとうございます。

それでは定刻となりましたので、ただいまから令和 7 年度第 1 回の尾鷲市国民健康保険事業の運営に関する協議会を開催させていただきます。

まず初めにですね、本協議会の委員の皆さまにつきましては、令和 6 年 4 月 1 日より 3 年間の任期でご就任いただいているところでございますけども、本年の 4 月 1 日より保険医または薬剤師を代表する委員として長谷川 陽 委員に代わり澤田 隆裕 委員、また、公益を代表する委員として千種 恵美 委員に代わり藤村 永子 委員、それから 8 月 1 日より公益を代表する委員として中井 修 委員に変わりまして榎本 富男 委員に新たに就任していただいたところでございます。

それでは本日の資料についてご確認をお願いいたします。

事前に送付させていただきました、資料 1 令和 6 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計決算案(案)、それから資料 2 の子ども・子育て支援金制度、また、机の上に置かせていただきました資料につきましては、国民健康保険税の賦課限度額の見直しという資料を置かせていただいております。それから事項書に委員の名簿。これで全てでございますけども、皆さんでございますでしょうか？不足

があったらお申し付けください。よろしいですか。

(委員)

はい。

(事務局：湯浅)

それでは新年度に入り既に数カ月経ってしまったんですけど、第1回目の運営協議会ということで、私の方から事務局の紹介をさせていただきたいと思います。

【事務局の自己紹介】

まず課長は変わらず私、湯浅でございます。

(以下省略)

今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは会議を進めさせていただきたいと思います。

まず本会議の成立の可否についてご報告申し上げます。

ただいまご出席していただいております委員の方が15名中11名でございます。本日の会議につきましては尾鷲市国民健康保険規則第3条に規定する開催の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

それでは尾鷲市国民健康保険規則第4条第1項の規定に基づき、会長が議長となり議事を整理し、会務を総理するということになっておりますので、ここで議事の進行を会長に変わらせていただきます。

塩津会長よろしくお願いいたします。

(会長)

はい。それでは改めまして今後も頑張ってください。

お忙しい中ありがとうございます。

ただいまから私が議事の進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは事項書に基づきまして会議を進めてまいります。座って失礼します。

まず初めに、議事録署名委員の選出を行いたいと思いますので、私の方から指名をさせていただくということでよろしいでしょうか？はい、ありがとうございます。異議なしの声をいただきました。

それでは木場 藤一郎 委員さんと堀内 広子 委員さんをお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

木場先生と堀内委員さん、どうぞよろしくお願いいたします。

(木場 藤一郎 委員・堀内 広子 委員)

はい。

(会長)

それでは議事に入りたいと思います。

議題1 令和6年度国民健康保険事業特別会計決算(案)について、事務局の方から説明をよろしくお願いいたします。

(事務局：芝山)

それでは、議題1 令和6年度国民健康保険事業特別会計決算(案)について説明いたします。

資料1、令和6年度国民健康保険事業特別会計決算(案)の資料をご覧ください。

まず1ページをご覧ください。

歳入についてですが、令和6年度歳入の合計額は、表の一番下の黒枠で囲っている部分になりますが、収入済額で21億262万4,439円で、令和5年度22億2,455万5,038円より1億2,193万599円、5.61%の減少となっております。

それぞれの科目ごとに説明いたします。

まず1款 国民健康保険税、これは国保加入者の皆さまから納めていただく税金になりますが、令和6年度の収入済額3億1,770万6,758円で、令和5年度と比べますと、1,387万6,132円、4.18%の減少となっております。

少しページが飛ぶのですが、9ページの下「参考」と書いてある表をご覧ください。

国民健康保険の被保険者数、世帯数を記載してあります。

国民健康保険の状況ですが、令和6年度末で被保険者数は3,252名、世帯数は2,352世帯でした。令和5年度末の被保険者数は3,464名ですので、211名の減。世帯数に関しましても令和5年度末では2,475世帯ですので、123世帯が減少しております。

尾鷲市の人口も、令和6年度末では1万5,295人で、令和5年度と比べると418名減少しておる状況です。市全体の人口減もありまして、国保の被保険者数が減少したことで、国民健康保険税および国保会計全体が減少していると考えられます。

1 ページにお戻りください。

次に2 款県支出金です。

県から市に対していただく交付金になりますが、普通交付金と特別交付金の2 種類がございます。

普通交付金は、医療機関や国保加入者の皆さまに支払う医療費などに対する県からの交付金のことです。令和6 年度は1 4 億1, 8 2 5 万8, 4 9 5 円で、令和5 年度と比較すると1 億8, 4 6 9 万9, 6 2 7 円の減少となっております。

普通交付金は、歳出でも出てきますが、市が支払う保険給付費などの増減によって変わってくるものなので、こちらの増減は特に大きな問題ではございません。

次に県支出金の特別交付金ですが、特別交付金とは特定健康診査、いわゆる特定健診や市が取り組む保健事業や国保事業に対する県からの交付金のことを言います。

令和6 年度は3, 8 4 4 万2, 0 0 0 円で、令和5 年度と比較すると7 6 7 万3, 0 0 0 円の増額となっております。

続きまして4 款繰入金です。

繰入金は、市の一般財源、一般会計から国民健康保険会計にそれぞれの目的ごとに繰り入れるお金と、国民健康保険の貯金である財政調整基金を取り崩して繰り入れるお金のことを言います。

その中で、再掲の欄には、国民健康保険の貯金である財政調整基金繰入金について記載しております。

令和6 年度は7, 4 6 0 万7, 0 0 0 円を国保の貯金である財政調整基金から取り崩して繰り入れし、令和5 年度と比べると4, 2 6 4 万円が増額しております。

令和2 年度に税制改正を行ったことで、令和2 年度、3 年度は基金を取り崩さずに予算を組むことができましたが、令和4 年度からは基金を取り崩さなければ予算を組むことができなくなっております。

財政調整基金については後ほど説明させていただきます。

2 ページをご覧ください。

歳出について説明いたします。

令和6 年度歳出支出済額は、表の一番下の黒枠の部分になりますが、2 0 億5, 6 0 6 万6, 4 5 5 円で、令和5 年度2 1 億7, 8 5 3 万8 6 6 円より1 億2, 2 4 6 万4, 4 1 1 円、5. 6 2 %の減少となっております。

それぞれの科目ごとに説明いたします。

1 款総務費は、国民健康保険事業を実施するにあたって必要な人件費や事務費になります。令和 6 年度の支出済額は 5, 9 4 2 万 6, 7 6 6 円で、令和 5 年度と比べて 4 9 7 万 3, 4 5 6 円の増加となっております。

2 款保険給付費につきましては、医療にかかる費用、高額医療費や出産費用、葬祭費用の合計額になります。

令和 6 年度は 1 4 億 6 5 万 5 7 1 円で、令和 5 年度と比べると 1 億 8, 4 7 9 万 5, 4 4 5 円、1 1. 6 5 % の減少となっております。

次に、3 款国民健康保険事業費納付金についてですが、国民健康保険事業納付金とは平成 3 0 年度から県が市町とともに国民健康保険の保険者となったことに伴い、市が県に対して、国民健康保険事業費を納付するお金のことを言います。

令和 6 年度は 4 億 9, 0 1 4 万 1 5 0 円で、令和 5 年度と比べると 2 6 万 2, 0 6 5 円の減額となっております。

続きまして、5 款保健事業費についてですが、令和 6 年度の支出済額は 2, 2 6 9 万 7, 2 6 3 円でした。

保健事業費は、保健事業費と特定健康診査等事業費の 2 つに分かれます。

保健事業費として主な内訳は、レセプト点検業務委託料、脳ドック検診委託料があり、特定健康診査等事業費には、特定健診委託料や特定健診受診率向上対策委託料などがあります。

令和 6 年度の特定健康診査の受診者数は 1, 0 6 2 名で、受診率は 4 0. 9 % でした。令和 5 年度の受診率は 3 9. 4 % でしたので、昨年度を上回る結果となりましたが、三重県全体の受診率は 4 6. 4 % ありまして、県平均を下回っているような状況です。県下でも受診率が低い状況が続いております。

令和 7 年度の特定健康診査も 7 月 1 日から実施しております。

集団検診の 1 回目は 8 月 2 4 日に終わりましたが、1 0 月 9 日には三木里・三木浦コミュニティーセンター、1 0 月 2 6 日に輪内中学校、1 0 月 1 3 日は尾鷲市立中央公民館で実施する予定となっております。

集団健診の予約も現在受け付けておりますし、個別の医療機関でも受診が可能ですので、ぜひお知り合いにお声掛けいただき、受診していただきたいと思います。

それでは、2 ページの最下段をご覧ください。

令和 6 年度決算で、歳入 2 1 億 2 6 2 万 4, 4 3 9 円から、歳出 2 0 億

5, 606万6, 455円を引いた4, 655万7, 984円を令和7年度に繰り越しいたします。

続きまして3ページをご覧ください。

令和6年度、令和5年度単年度収支の比較となります。

歳入から基金繰入金と繰越金を、歳出から基金積立金を引いた数字の比較で、令和6年度で2, 076万7, 188円の赤字となっております。

4ページから7ページは、これまで説明した歳出歳入をグラフにしたものと、用語の解説の資料となりますので、説明は省略させていただきます。

続きまして8ページをご覧ください。

8ページは国民健康保険税の状況について記載しております。

保険税調定額、収入額とも、国保加入者の減少や加入者の所得の減少、低所得者に対する軽減措置の拡充から令和5年度と比べても減少しているような状況です。

説明の前に、言葉の説明をさせていただきたいと思います。

調定額というのが、保険税の課税額、つまり保険税として加入者様からお支払いいただくべき金額のことで、収納額とは、実際に加入者の皆さまからお支払いいただいた金額のことになります。ですので、調定額と収納額は異なった数字となっております。

現年度というのはその年度の分、過年度というのは現年度より前の年度の分になります。

表の中で「医療分」、「支援分」、「介護分」というのがいくつか出てくるのですが、こちらにつきまして国民健康保険税はこの3つの「医療分」、「支援分」、「介護分」で構成されております。

「医療分」というのは、病気やけがをしたときの医療費の財源となるもの、「支援分」というのが、後期高齢者医療制度を支えるための財源となるもの、「介護分」というのは、介護保険制度を支えるための財源となるものを指します。

表の下段の全体の部分をご覧ください。

現年度の小計欄ですが、令和6年度の収納額の小計は2億9, 986万8, 600円で、前年度に比べて1, 333万8, 684円の減額となっております。

また現年度の全体収納率ですが、還付が未だされていない部分も含まれておりますが、収納率は94.01%、過年度分の全体収納率は21.52%となっております。現年度過年度ともに前年度を若干下回っている状況です。

続きまして、9ページをご覧ください。

1人当たりの保険税額、現年度分の比較について記載しております。

「全体」の部分をご覧ください。

令和6年度の国保の年間平均被保険者数は3,384人、平均世帯数は2,430世帯でした。

現年度の調定額は3億1,897万3,900円で、保険税として支払うべきお金である現年度調定額から平均被保険者数または平均世帯数で割ると、令和6年度の1人当たりの保険税額が出てきます。

1人当たりの保険税額は9万4,259円、1世帯当たりの保険税額は13万1,265円となっており、5年度と比べて1人当たりで2,097円、1世帯当たりでは1,787円の増額となっております。

続きまして10ページをご覧ください。

保険給付の状況についてです。

保険給付は大きく分けて、療養給付費、療養費、次ページになりますが、高額療養費、その他の給付の4つに分けることができます。

まず、療養給付費について説明いたします。

療養給付費とは、医療費10割のうち、保険者である市が負担する7割分のことです。令和6年度の全体の支出日額は11億8,843万7,607円で、年間の平均加入数で割りますと1人当たりの支出済額は35万1,193円でした。令和5年度と比較してみても、全体額として1億4,965万789円減少しており、1人当たりのみで見ても、1万9,263円減少しております。

次に療養費についてです。

療養費とは、柔整、はり・きゅう、補装具などの費用の10割のうち、保険者である市が払う7割分のことです。令和6年度の全体の支出済額は887万422円で、年間の平均加入数で割った1人当たりの支出済み額は2,621円でした。令和5年度と比較しましても、全体額、1人当たりの支出額ともに減少しております。

続きまして11ページをご覧ください。

11ページは、高額療養費について記載しております。

高額療養費とは、自己負担額が高額になったとき、保険者である市が負担する費用のことを言います。令和6年度の全体の支出済額は1億9,646万7,514円で、年間の平均加入数で割った1人当たりの支出済額は、5万8,058円でした。令和5年度と比較して、全体額、1人当たりの支出額ともに減

少しております。

その他の給付費についてですが、その他の給付費は、移送費、葬祭費、出産育児一時金のことを指します。

令和6年度の葬祭費は、支出件数としては38件、190万円。出産育児一時金は2件で100万円でした。

葬祭費は前年度と比べて増加しており、出産育児一時金は減少しているような状況です。

続きまして12ページをご覧ください。

1人当たりの保険税、現年度分調定額および療養諸費費用額の推移についてです。令和元年度から令和6年度までの経年で見た表になります。

まず保険税からです。

上の表の2段目をご覧ください。

令和6年度の1人当たりの保険税額は、先ほども出てきましたが、9万4,259円で、前年度と比べて2,000円ほどの増額になっております。

令和元年度から比較しますと、令和元年度は8万395円でした。

令和2年度に税率を改正したため、令和2年度には1万円ほど上がっております。令和元年度を100とすると、令和2年度は112、令和6年度は117と増加しております。

次に療養諸費についてです。

3段目をご覧ください。

療養諸費費用額については、医療費や補装具など10割のことを指します。

1人当たりの療養諸費費用額、つまり医療費は、令和6年度では47万7,428円、前年度と比べると2万7,454円減少しておりますが、令和元年度から比較すると、令和6年度は109と増加していることがわかります。

続きまして13ページをご覧ください。

財政調整基金の推移についてになります。

財政調整基金は、繰り返しになりますが、国民健康保険の貯金のことを指します。本市の国民健康保険事業は、令和4年度より基金を取り崩し、費用の不足分に充てることで運営しているような状況です。

令和5年度末の基金残高は2億3,091万5,000円、令和6年度中に5,330万6,000円を積み立てて、7,460万7,000円を取り崩しましたので、令和6年度末の基金残高は、2億961万4,000円となりました。

以上で国民健康保険、令和6年度決算についての説明は終わります。

(会長)

はい、ありがとうございました。

ただいま事務局から説明のありました国民健康保険事業令和6年度決算(案)につきまして、何かご質問等はございますでしょうか?何でも構いませんので聞いてください。どなたかないですか。

私からちょっとよろしいでしょうか。10ページの保険給付費の状況というところで、私も後期高齢者に入りまして、何カ月に1回か自分の使った医療費のお手紙が来ますね。あれ見てちょっとびっくりするんです。医療費にしても、薬代にしてもね。

多分尾鷲市も高齢者が多くなって、どうしても高齢化が進んできてますんで、1割の自己負担ということで保険がびっくりするぐらいの金額なんですけど、少々保険税が高くて文句言うわけにはいきませんなど。大変だと思いますんで、本当に自分の医療費びっくりします。

どなたかご意見ないですか。何かお聞きしたいことはよろしいでしょうか?

澤田先生どうぞ。

(澤田 隆裕 委員)

財政調整基金は国保の貯金との説明でしたがどこから来てるんですか。

(事務局:湯浅)

基本的には歳入から歳出を引いて残ったお金をどんどん積み上げてきたものが今2億円ちょっと残っているというものです。財源としてはそこです。

(会長)

ありがとうございました。

あとどなたか他にご意見ございませんでしょうか?よろしいですか。

なければここで議案に対する採決を行いたいと思います。

議題1、国民健康保険事業令和6年度決算(案)につきまして、賛成の方は挙手をもってお願いをいたします。よろしいでしょうか?

《 挙手全員 》

はい。「挙手全員」でございます。議題1の国民健康保険事業令和6年度決算(案)は、承認をされました。ありがとうございます。

それではその他に入らせていただきます。

(1) 子ども子育て支援金制度等につきまして、事務局から説明をよろしくお願いをいたします。

(事務局：芝山)

はい。それでは資料2をご覧ください。

資料2、子ども・子育て支援金制度になります。

今年2月の本会議の中でも説明をさせていただいたのですが、子ども・子育て支援金制度とは、子どもや子育て世代を全世代・全経済で支える仕組みとして、令和8年度からになりますが、新たに保険税に子どもや子育て世代を支援するための財源の確保をするために、子ども・子育て支援金を徴収することが決まっております。

徴収された子ども・子育て支援納付金がどのようなものに使われるのかが、四角に囲んでいるんですけれども、【支援給付金の対象】のところをご覧ください。

徴収された子ども・子育て支援給付金は、18歳までの子どもに支給される児童手当や、妊娠や出産後に支給される妊婦支援給付金、出産休業支援給付金、育児時短就業給付金などに使われます。令和6年度から10年度までの財源としては、子ども・子育て支援特例公債の発行により賄われるということになっております。

2番の子ども子育て支援納付金の金額につきましては、令和8年度から10年度までの総額のうち、被保険者または事業主が負担する額の目安として、国の方では令和8年度で6,000億円、9年度で8,000億円、10年度で1兆円と試算しております。

被保険者の個人の支援金額の推計は裏面をご覧ください。

世帯や収入、所得によって異なりますが、現時点で言われておりますのが1人当たりの平均月額、令和8年度で250円、9年度で350円、10年度で450円、国保の場合は1世帯当たり、令和8年度で350円、9年度で450円、10年度で600円と見込んでおります。

子ども子育て支援納付金の賦課徴収の基本的な考え方は、3のところの①から④に書かせていただいております、国からこのように示されておりますが、具体的な試算はこれからになります。

4番の子ども・子育て支援金制度が導入された後の国民健康保険税の賦課についてになりますが、先ほどのところでも少し触れたのですが、国民健康保険税は、医療費給付の分と、75歳以上の後期高齢者を支えるための後期高齢者支援金分と、介護を受けている方を支援する介護納付金分の3つからなっております。

すが、令和8年度、来年度からはそこに新たに子ども・子育て支援納付金というものが増えて4本立てになることがわかっております。

賦課について、税務課の方からも説明をさせていただきます。

(事務局：大市)

それでは賦課について説明をさせていただきます。

先ほどの説明の通り、税金をかける賦課金額の試算につきましては、具体的な内容が示されていない状況ではありますが、その中で賦課限度額について説明をさせていただきます。

もう1つの資料なんですけれども、「国民健康保険税の賦課限度額の見直し」というものをご覧いただきたいと思います。

先ほどの説明にもございましたが、令和8年度から、中段の表の通り子ども・子育て支援納付金分が追加されることとなります。国民健康保険税につきましては、この4項目に対してそれぞれに税額の計算を行いまして、その合計額が国民健康保険の税額となるのですけれども、一番下の表の通り税をかける上限額である賦課限度額をそれぞれ各項目で設けております。

これまでも国が行う税制改正によって、賦課限度額の見直しをこの協議会でもご審議いただいた経緯がございますけれども、尾鷲市では、この限度額の引き上げはこれまで1年遅れで対応をしてまいりました。ですが、令和8年度から子ども・子育て支援納付金分が追加されて、徴収も開始されますので、これに対しても賦課限度額を設定する必要があるがございます。

この4項目の中で、子ども・子育て支援納付金は令和8年度税制改正によるもの、その他の医療給付費分などは令和7年度税制改正によるものと、年度が別々にしてしまうと国民健康保険税の中で税制改正年度の相違が発生してしまいますので、これまで1年遅れの賦課限度額の見直しを行ってきた医療給付費分などにつきましても、子ども・子育て支援納付金分と同様にですね、令和8年度税制改正と同時期に見直しを行う必要があるのではないかと、市では考えております。

今後、令和8年度の国の税制改正の内容が判明した段階で、詳しい金額等を改めて協議会で説明をさせていただいて、協議をお願いしたいと考えておりますので、また今後皆さまのご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

税務課からは説明は以上でございます。

(事務局：芝山)

以上で説明は終わります。

(会長)

はい、ありがとうございました。

今の事務局から説明がございました、子ども・子育て支援金制度について何かご質問等ございませんでしょうか？

そしたら私からすみません。資料2の子ども・子育て支援金のところでちょっとお聞きしたいんですけども、後期高齢者にとっては負担はないということですか。

(事務局：芝山)

後期高齢者の保険の方でも負担がございます。

(会長)

はい、ありがとうございます。

他にどなたか何もありませんか。

令和8年からこれは施行されるということでよろしいですね。

(事務局：湯浅)

具体的な数字は出てきてないんですが、おそらく年越えるぐらいに出てくるのでは。

(会長)

わかりました。ありがとうございます。

(事務局：湯浅)

資料は月額なので年間では2, 500円くらいの負担が1人当たり増えるかなと思うんですけど、こういう改造がどんどん増えてくる。後期高齢者の方まで国民全員で子どもを育てていきたいと思いますというのが政策として示されたということなんで、これはもう止められない方向で進んでいくとは思いますが。

現役世代だけでなく、もう全ての世代で子育てに力をということなんでね。

それと先ほど大市係長から最後に賦課限度額の話をしたんですけど、尾鷲市での該当者でいうと多分20人から30人ぐらいが該当をしてるだけだと思うんですけど、高額所得者の方が該当してくる話です。これを毎年2万ぐらい上がってきたんです。

納税者にとって有利なように、尾鷲市は1年間遅らせて、この制度を取り扱ってたんですけど、この子ども・子育て支援金が出てきて、1年遅らせるものと

その年で賦課するものとずれたらまずいということで、この賦課限度額も8年度までに国に合わせてその年に該当させるということにさせてもらいたいという話を今させていただきました。

(会長)

どなたかご意見ございませんか。よろしいでしょうか。

今の説明よくわかりました。ありがとうございます。

それでは他に何かご意見がないようでございますので、よろしいでしょうか。

事務局からほかにお話ないですか。よろしいですか。

ないようでございますので、早いですがこれをもって令和7年度第1回尾鷲市国民健康保険保険事業の運営に関する協議会を閉会をいたします。

本日はどうもお忙しい中ありがとうございました。

どうぞ気をつけてお帰りください。ありがとうございます。